

## 航空法施行規則

### 1. 案内情報

- ① 手続名 : 装備品等の型式承認・仕様承認
- ② 手続根拠 : 航空法施行規則第 14 条第 1 項
- ③ 手続対象者 : 装備品等の製造者
- ④ 提出時期 : 提出先にお問い合わせ下さい。
- ⑤ 提出方法 : 装備品等型式（仕様）承認申請書を作成し、添付書類とともに、国土交通省航空局安全部航空機安全課に提出してください。
- ⑥ 手数料 : なし
- ⑦ 添付書類・部数 : 提出先にお問い合わせ下さい。
- ⑧ 申請書様式 : 装備品等型式（仕様）承認申請書（航空法施行規則第 7 号の 2 様式）
- ⑨ 記載要領・記載例 : 提出先にお問い合わせ下さい。

### 2. 窓口情報

- ① 提出先 :  
国土交通省航空局安全部航空機安全課 03-5253-8111（内線 50203）
- ② 受付時間 : 提出先にお問い合わせ下さい。
- ③ 相談窓口 : 上記提出先と同

### 3. 手続情報

- ① 審査基準 : 航空法施行規則第 14 条  
通達「型式承認及び仕様承認要領」（昭和 44 年空検第 21 号）
- ② 標準処理期間 : 2 ヶ月
- ③ 不服申立方法 : （行政不服審査法の規定による）